

変 更 理 由 書

本市は、中心市街地での商業施設建築等の動きが始まる平成28年9月、高田地区計画を変更し、地区区分に「まちなか地区」を追加し屋外広告物規制を加えた。

「まちなかデザインガイドライン」と併せ、賑わいと調和のとれたまちづくりを進めてきた。さらに平成30年6月に、陸前高田市景観計画を策定した。屋外広告物も対象とし、陸前高田らしさを活かした景観形成基準を定め、景観行政の運用を開始した。まちなか地区の屋外広告物規制に関し、上記のような運用を進めてきた結果、この間に新設された屋外広告物は全て地区計画の規制に適合するものとなっている。

市では現在、平成31年度中の復興祈念公園の一部開設を控え、より実効性が高く分かりやすい景観施策を進めていくため、景観計画の改正と屋外広告物条例の制定等を進めている。この取り組みとの整合性を図るため、この度、高田地区地区計画の地区区分について、屋外広告物規制がある「まちなか地区」を廃止することとし、本案のように都市計画を変更するものである。